

教 育 制 度 委 員 会 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
(前 略)	
第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。	第3条
(1) 教育担当の理事（以下「担当理事」という。）	(1) } (同 左)
(2) 研究科、総合生存学館、地球環境学堂、公共政策連携研究部及び経営管理研究部の教授 各1名	(2) }
(3) 学務部長	(3) 国際高等教育院の教授 1名
(4) その他総長が必要と認める者 若干名	(4) } (同 左)
2 前項第2号及び第4号の委員は、総長が委嘱する。	(5)
3 第1項第2号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	2 前項第2号、第3号及び第5号の委員は、総長が委嘱する。
4 第1項第4号の委員の任期は、総長が別に定める。	3 第1項第2号及び第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。	4 第1項第5号の委員の任期は、総長が別に定める。
2 委員長は担当理事をもって充て、副委員長は前条第1項第2号及び第4号の委員のうちから委員長が指名する。	第4条 (同 左)
3 (略)	2 委員長は担当理事をもって充て、副委員長は前条第1項第2号、第3号及び第5号の委員のうちから委員長が指名する。
(後 略)	3 (同 左)
	附 則
	1 この規程は、平成25年4月22日から施行する。
	2 この規程の施行後最初に委嘱する第3条第1項第3号の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。